

## 別紙 2

### 大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務仕様書

#### 1 業務名

大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務

#### 2 業務期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

※補助金交付決定後に着手すること。

(以下、主な業務内容とスケジュール)

令和4年度	7月頃～ 現状分析 環境審議会（庁外）、環境推進会議（庁内）（各2～3回開催） 7月頃～9月 アンケート調査実施準備 10月～11月 アンケート調査結果の分析 12月～1月 脱炭素シナリオ策定、基礎調査等報告書作成
-------	---

※環境審議会とは、大泉町環境基本条例第12条に定める審議会。

※環境推進会議とは、脱炭素シナリオ策定等に当たるための組織として関係各課で構成する会議体。

#### 3 業務の目的

本業務は、本町が令和2年7月に宣言の「ゼロカーボンシティ宣言～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～」の実現に向け、域内の再生可能エネルギーを最大限活用するための調査及び導入目標の設定など、2050年を見据えた、具体的な方策を明らかにするための脱炭素シナリオを策定するために必要な支援を行うことを目的とする。

#### 4 脱炭素シナリオの期間

令和5年度(2023年度)から令和32年度(2050年度)までの28年間。

#### 5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、本業務は、令和4年度における補助金を活用し実施するため、補助金公募要領等により、目的や性格を理解して業務を行い、調査検討結果等は委託①に含まれる「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に適切に反映するため、その旨を考慮し実施すること。

なお、本業務の実施にあたっては、環境省が公表している下記資料に基づき適切な方法で行うこと。

※見直し等の可能性のため、最新の動向を踏まえること。

- ・地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料
- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

##### (1) 温室効果ガス排出量及び再生可能エネルギーに関する現状分析

区域の自然的、経済的、社会的条件を踏まえた温室効果ガス排出量、再生可能

エネルギーの導入状況、及び温室効果ガス削減の取組に関する基礎情報の収集を行い、現状分析及び課題の把握を行う。

(調査項目)

ア 地球温暖化に関する国内外の動向

イ 町民及び事業者の温暖化に対する意識調査

脱炭素シナリオ策定過程への町民等の参加を推進するため、町民、町内事業者、小中学生を対象にアンケート調査票を郵送し、回答データ入力、集計及び分析する。アンケート調査実施に係る費用は、受注者負担とする。

調査件数：1900件

町民：1,200件（外国人200人を含む）、事業者：300件、

小学校5年生：200人、中学校2年生：200人

※調査対象は、発注者が抽出する。

※郵送またはインターネットの2通りで回答できることとする。

ただし、インターネットでの回答については、本町のホームページを活用するものとし、集約したデータを受注者へ提供する。

※町民（外国人）、事業者の調査票については、英語、ポルトガル語、やさしい日本語（ルビ付き等による外国人にとってわかりやすい日本語）に翻訳した調査票により実施する。

※小中学生については、対象年齢や学習状況に応じた調査票を作成し、学校を通じて配布・回収する。

ウ 温室効果ガス排出及びエネルギー消費の現状

エ 再生可能エネルギーの導入状況

オ 温室効果ガス削減のための取組

カ 地域経済の循環構造分析

キ 地域課題の把握

(2) 2050年までの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の推計

2030年を中間地点とし、部門別に、BAU（排出削減に向けた追加的な施策等の導入を行わない場合の推計量）及び削減対策パターン（複数パターン）とその効果を反映した排出量を推計する。

(3) 地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオ及び温室効果ガス削減目標の作成

(2)の推計値を踏まえ、2030年を中間地点とした地域の脱炭素社会の将来ビジョン、シナリオ作成、削減目標の設定を行う。2030年目標については、国県の地球温暖化対策計画において定められた削減目標と整合性を図ると共に、本町が実行可能な削減量を分析したうえで設定する。

(4) 地域の特色を生かした再エネ導入目標の設定

区域における再エネ導入ポテンシャルを調査し、将来のエネルギー消費状況や他地域との連携を踏まえたうえで、地域の特色を生かした目標の設定を行う。

(5) (3)及び(4)を実現・達成するために必要な政策及び指標の検討

2030年を中間地点に、2050年度を見据えたロードマップの作成、並びに重要な施策に関する構想の作成（区域全体への水平展開を見据えた再生可能

エネルギー導入のビジネスモデル創出に向けた実現可能性調査) も含めて検討を行う。

(6) 地域の合意形成を図るための会議の開催支援

(3) 及び(4)の目標設定にあたり、地域の合意形成を図る必要がある。環境審議会のほか、合意形成のために開催される会議等に必要な資料の作成及び当日の運営支援を行い、会議で出された意見の対応案を検討し、適宜、業務へ反映させる。

※環境審議会の会議開催頻度は、2～3回とする。

(7) 成果品

本業務の成果品として、次のものを作成し提出する。

ア 基礎調査等報告書 3部

A4版 表紙 本文 1色

イ 脱炭素シナリオ 3部

A4版 表紙 本文 1色

ウ 参考資料及び打合せ記録一式

エ 上記ア～ウの電子データを記録したCD又はDVD 2部

## 6 その他

- (1) 業務の実施に際しては、発注者との十分な協議のもとに進めること。
- (2) 本仕様に記載された事項は、プロポーザルに際しての企画提案作成のための基本的事項を示したものである。受注者の選定後、企画提案書を踏まえて、受注者と発注者で協議し別途詳細を定める。そのため、仕様書に記載されていない事項であっても、重要とされる内容については、提案書にて提案すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に基づき発注者と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。
- (4) 業務実施に関する協議や各種打合せに要する経費は、受注者の負担とする。
- (5) 成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 業務に疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定する。